

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第96回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年6月21日（金）14時00分～15時41分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、森 亮二、山下 東子、
吉田 裕美子

（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、
竹村総合通信基盤局総務課長、廣瀬事業政策課企画官、
大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐、梅村消費者行政第一課長

（4）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）

【諮問第3115号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備【諮問第3116号】

イ 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等【諮問第3117号】

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）【諮問第3118号】

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）【諮問第3119号】

開 会

○川濱部会長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第96回を開催いたします。

本日部会には委員6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の議題は答申事項1件、諮問事項4件でございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議 題

(1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）

【諮問第3115号】

○川濱部会長　それでは、諮問第3115号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）について審議いたします。

本件は、本年3月28日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けて審議を行い、3月29日から5月7日までの間意見招請を実施し、その結果を公表するとともに5月10日から5月23日までの間、2回目の意見招請を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査よりその検討結果についてご報告いただきます。

それでは相田主査、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　接続委員会の主査を務めます相田でございます。

それでは諮問3115号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきまして、資料96-1に従って、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。

本件は、先ほどご紹介がございましたように、令和元年度に適用する実績原価方式に基づく接続料の改定、加入光ファイバに係る接続料の改定、次世代ネットワークに係る接続料の改定、長期増分費用方式に基づく接続料の改定等を行うために接続約款の変更を行うものでございます。

この手の接続約款の変更につきましては、年によって一括して申請が出てくる場合と、幾つかに分けて出てくる場合があるわけでございますけれども、本年は一括して申請が行われたということで、この件につきましては、先ほど部長からご紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。本年の特殊事情といたしましては、このような手続を踏んでいる間に、NTT東日本・西日本から接続料の設定に用いている光ファイバの耐用年数の変更のお申し出があったこと、それ以外にも数値に幾つか誤りが見つかったなどということでございまして、意見募集で寄せられた意見と、ただいま申し上げましたようなことに関するNTT東日本・西日本からの申告等を踏まえまして、6月19日に開催いたしました接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に関する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

その結果といたしまして、資料96-1-1をご覧くださいますが、報告書といたしまして、1にございますように、当委員会といたしましては網終端装置に係る経過措置の規定に関し、平成30年5月末までに申し込みがあったD型メニューより廉価であるC型、又はC-20型等のメニューに変更できる措置の申し込みを可能とする期間を6カ月とする場合には、東日本電信電話会社については、先ほど申し上げましたような光ファイバ関連の将来原価に係る接続料を除き認可することが適当と認められる、また、西日本電信電話株式会社につきましても、将来原価に係る接続料及び通信用建物に関する年額利用料金額を除いて認可することが適当と認められるということで、一部認可することが適当と認められないという結論を出しております。

ただいま申し上げましたような報告書の2でございまして、今回認可することが適当と認められる部分以外の将来原価方式接続料等の部分につきましては、速やかに改めて申請が行われることが適当である旨もあわせてご報告いたします。

それから、3から5に示しましたとおり、総務省からNTT東日本・西日本に

対し要請を行うことが適当などとしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、資料96-1-1の別添2に取りまとめております。また、NTT東日本・西日本からの申告等を踏まえて今後想定される再申請等の内容につきまして、資料96-1-1の別添1に掲載しております。これらの具体的な内容につきましては総務省からご説明いただけることですので、よろしくお願いいたします。

○大村料金サービス課長　それでは、続きまして、接続委員会における検討結果の詳細について総務省側からご説明いたします。

今、相田主査からご紹介がありましたとおり、NTT東日本・西日本からの申告等を踏まえて今後想定される再申請等の内容、また、提出された意見及びそれに対する考え方について、その順番でご説明いたします。

まず、資料96-1-1、別添1をご覧ください。こちらが想定される再申請等の内容の概要でございます。表紙でございますように、①から④まで4点の項目について再申請することが必要になるものと想定してございます。

まず、1点目でございます。1ページをご覧ください。光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定でございます。

内容は2ページをご覧ください。加入光ファイバなどの第一種指定電気通信設備の光ファイバにNTT東日本・西日本が設定している耐用年数につきましては、平成20年に現在の年数に変更されて以降、見直しが行われておりません。これについて、本審議会においても早期に対応する必要があるなどの答申をいただいていたところでございますけれども、このたびNTT東日本・西日本から耐用年数を見直して延長する旨の表明があり、また、関係する今年度の接続料を再度算定するという申告が、文書により総務省側にございました。その具体的な延長の内容ですけれども、左下、耐用年数欄にありますとおりでございます。

3ページをご覧ください。これに伴って加入光ファイバの接続料を再度算定した結果でございますけれども、3ページはNTT東日本の接続料の推移でございます。一番右側に示しておりますとおり、今年度の水準は平成28年度当時に認可した①の水準に比べると200円程度低廉化して、今年の3月に申請された乖離額込みの②の水準に比べましても170円程度低廉化する結果になってございます。

4 ページはNTT西日本の推移でございます。これはほぼ同様の傾向となっております。

続きまして、6 ページと7 ページでございます。こちらは、耐用年数の延長に伴うNGNの接続料の再算定の結果を示したものです。いずれも影響額としては軽微ということがおわかりいただけるかと思えます。

次に8 ページをご覧ください。2 番目ですが、総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正でございます。

9 ページをご覧ください。NGNのIGS接続の接続料については将来原価で算定しておりますけれども、これについて総務省が毎年公表している音声通信のトラヒック値を用いてその需要の予測がされているところです。今回、昨年1月に総務省が公表した値について集計誤りなどがございまして、今年3月にその修正値を公表したところでございますが、今年度の接続料の認可申請がその公表の前に行われていたということがございまして、誤っていた数値を使っての予測となっております。このNGNの接続について、先ほどのとおり今回再算定になりましたので、このトラヒック値の修正についてもあわせて反映するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請したいと考えてございます。また、総務省からの修正値の公表の際、最新の平成29年度の値もあわせて公表しましたので、そちらの反映もあわせて行うことが適当と考えてございます。影響額につきましては下の表にありますとおり、結果として軽微なものと思われま。

次に、12 ページをご覧ください。3 点目、通信用建物の料金算定の誤りの是正、こちらはNTT西日本のみでございます。

13 ページをお開き下さい。こちらについてはNTT西日本において3月に申請した内容に一部誤りがあったということであり、接続事業者からの指摘で発覚したものでございます。具体的には、算定の作業を効率化するため算定用のツールを導入されたということですが、そのツールのプログラミングに誤りがあり、またその誤りに事前にみずから気づいた部分もあったものの、その補正のための作業を手作業で実施した結果、それについても誤ってしまったということでございます。こうした一連の誤りについてはNTT西日本から既に周知が行われており、また、再発防止策を講じることなどについても表明されているところでございます。このコロケーション料金については再度の申請になりますが、遡及精算

が何度も生じることを防ぐために、誤っていた部分も含めて全ての手続が完了するまでコロケーション料金全体の改定の実施を遅らせることが妥当であろうと考えているところでございます。この誤りによる影響額でございますが、ページの下の表のとおりでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらはフレキシブルファイバの取り扱いの適正化でございます。

16ページにお進み下さい。このフレキシブルファイバというのは、下の図にありますように、通常の加入光ファイバに相当する既存の設備の区間と、赤い点線で示しているところですが、既存の設備が存在しないエリアに設置する個別の設備を組み合わせる卸電気通信役務として提供する枠組みでございます。主に携帯電話事業者の基地局へのつなぎ込みのために光回線を延長するニーズに応えるということで行われているものでございます。これについては、別件での総務省からの要請を受けてNTT東日本・西日本において精査した結果として、フレキシブルファイバの光回線を固定端末系伝送路設備として本来取り扱うべきことが判明したということで、その旨の申告をいただいているところでございます。これについては、接続関係の法令ではNTT東日本・西日本の設置する固定端末系伝送路設備というのは第一種指定電気通信設備とされておりますので、接続料規則などに従って接続料を設定しなければならなかったということでございます。NTT東日本・西日本からは、このフレキシブルファイバについては卸電気通信役務による提供を前提として料金などの提供条件を定めていることから、相互接続による提供は困難であるという姿勢が表明されておまして、今回の光ファイバの接続への再算定に当たりまして、フレキシブルファイバの費用を接続料原価から除くとともに、フレキシブルファイバの光回線については接続機能の対象外とすること、すなわちそれについては接続料を設定しないこととする取扱いで申請が行われる見込みとなっております。こうした取扱いにつきましては、法令上接続料規則で特別の許可の制度がございまして、その許可をすれば可能になるものとされているところであります。この取扱いによつての影響額ですが、加入光ファイバへの接続への金額には影響が生じない見込みでございます。

最後の17ページをご覧ください。この内容の再申請でございますが、NTT東日本・西日本から6月中に再申請をする予定であるという報告をいただいております。

まして、その再申請がありました後、ここに書いているようなスケジュールでご審議いただけるのではないかと考えているところでございます。その際、諮問させていただくときの審議につきましては、本日想定される申請内容をあらかじめご説明しておりますので、実際の再申請の内容がそれと相違することがなければ、速やかな認可を可能とするためにも文書その他の方法で実施することとさせていただけないかと考えているところでございます。

以上、再申請で想定されている内容でございます。

続きまして、資料96-1-1の別添2をご覧ください。こちらが3月に申請があった内容についての意見募集で寄せられた意見、それに対する考え方の案でございます。こちらはかなり多数の意見をいただいておりますので、特に考え方の部分については主なものを中心にご説明したいと思っております。

まず3ページをご覧ください。こちらから実績原価方式に基づく接続料の改定等に関していただいた意見でございます。

意見1として、コロケーション料金の予見性を高めるよう求める接続事業者のご意見がございました。これに対して再意見として、NTT東日本・西日本から一定の取組を行う旨の回答がされております。一番右側の考え方では、そうした取組を着実に行う必要があるなどという考え方を示しているところでございます。

4ページの意見2でございます。こちらは、需要が減少傾向にあるために上昇傾向が続くと考えられていた専用線の接続料につきまして、実際は今年度は大幅に減少したことから、ソフトバンクから中長期的な接続への見通しを開示すべきというご意見でございます。再意見において、KDDIから事前の詳細な情報開示を要望するというご意見がございました。また、NTT東日本・西日本からは予測は困難との反論がございました。右側、主な考え方でございますけれども、こちらについては若干長くなっていますが、6ページまで飛んでいただきまして、考え方の丸にございますように、需要が減少傾向にある接続エリアについては通常は金額が上がっていくと予想するものですが、そうした通常予想される傾向と全く異なる変動が生じる可能性がある場合には、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいと考えられます。したがって、その旨をNTT東日本・西日本に文書で要請することが適当という内容にしてございます。

続きまして、10ページでございます。意見3はメタル回線の減損処理を毎年

行うべきというご意見、意見4は事前調査申込書に不備があった場合の取扱いに関するご意見でございます。

11ページ、意見5でございます。今年度4月1日から適用されるべき接続への申請が3月に行われ、まだ実施に至っていない点についてのご意見でございます。こちらについては、極力認可申請が遅れないように対応されることが適当との考え方としてございます。

12ページ、意見6です。こちらは加入光ファイバの利用料の低廉化を求めるとご意見でございます。

13ページ、意見7でございます。耐用年数の適正化を求めるとご意見で、先ほどご説明しましたとおり既に耐用年数を延長されるということでございますので、考え方ではそのことを書くとともに、あわせて速やかな再申請と、できるだけ早期の認可が適当と書いております。

14ページの意見8でございます。こちらについては、加入光ファイバの接続料算定に当たり利用される見込みのない設備の部分は除くべきなどとする内容でございます。これについては別途接続料の算定に関する研究会において検討しているところでございますが、そこでの検討を踏まえ、設備の空き状況を勘案して需要の予測の合理性を高めていくという今後の方向性を、考え方として示しているところでございます。

18ページ、(3)令和元年度のNGN接続料改定等についてでございます。

意見9は、NGNが一層利用しやすくなることを求めるとご意見でございます。その下、意見10でございます。今回の申請で初めて実施されたNGNのマルチキャストトラヒックの調査について、今後も毎年実施して接続料算定に反映するよう求めるとご意見でございます。再意見で、こちらにつきましてNTT東日本・西日本から毎年行う旨の表明をいただいておりますので、考え方ではそれを適当としているところでございます。

20ページの意見11も、今回の申請で初めて採用したNGNの新しいコストドライバについてのご意見でございます。主に今後のフォローアップを求めると内容となっているものでございます。

23ページ、意見12でございます。こちらは情報開示を通じて相互理解を深めたいという旨のご意見でございます。考え方としてはそのような方向になる

ことを期待するということを書いております。

24ページ、意見13です。NGN接続料算定方式の見直しは慎重にすべしというご意見でございます。

その下の意見14でございますが、NGNの需要の予測方法の改善の可能性を指摘するご意見ございまして、NTT東日本・西日本から検討していく旨の回答がされているものでございます。

26ページ、意見15は賛同のご意見でございます。

その下の意見16ですけれども、約款における規定の表現が変更になることに伴い、恣意的な運用がされることを懸念するという旨のご意見ございまして、考え方として十分監視していくとしてございます。

28ページ、意見17です。こちらについては約款の定めと乖離しているとして昨年12月に総務省から行政指導を実施した、その行政指導の対象となったC-20型等の網終端装置のメニューに関するご意見でございます。接続事業者ISPからのご意見として、C-20型等の継続提供を求めるものと、本来のC型にすべきという本件の認可に反対のご意見の、大きく2つに分かれておりました。それに対する考え方でございますが、次のページに行ってくださいまして、まずは是正を求める行政指導の対象となったそのものでございますので、その点については再発防止を望む旨を審議会としても表明するという内容から考え方を始めてございます。そして、その次の丸で、利用者の利便性という観点からは、こうしたメニューの継続提供を認めることはやむを得ないという趣旨を書いてございます。一方で、次の31ページの真ん中あたりでございますが、小規模な事業者を含む多くの接続事業者にとって、仮にこのC-20型等が必要とされることになれば、接続事業者に負担が一方的に課せられるものとして、認可の要件の1つである公正・妥当性が失われることになりかねないと考えますので、本来のメニューであるC型等により円滑にインターネット接続が実現されることの説明が、NTT東日本・西日本から関連のデータの提供とともに定期的に行われるよう総務省から要請を行うことが適当という案にしてございます。もしこの案で答申がされましたならば、少し詳細に具体的内容を検討した上で要請をしていきたいと考えてございます。

続きまして、40ページまでお進み下さい。意見18でございます。意見18

は、接続事業者が費用を全て負担するかわりに、自由に網終端装置の増設ができるメニューであるD型からC-20型等に移行できる措置が今回の申請に含まれておりますが、その移行の申込みが3カ月限定であることに関してのご意見でございます。ISPからは、増設基準の問題が決着するまでは移行を受けつけるべきとのご意見があり、また、再意見でソフトバンクからも3カ月の合理的理由がないとの指摘がされております。こちらについては、41ページの下の方でございますけれども、考え方として、申込期間の制限を設けることに一定の合理性はあるものの、3カ月の理由についての説明は必ずしも十分ではないと考えられるということで、申込期間を6カ月とすることが適当として補正を求める内容としております。その6カ月ですが、接続料の研究会で使用されたNTT東日本・西日本の説明資料で示唆されている期間を参考にしたものでございます。

続きまして43ページです。4番目にLRIC方式の接続料の改定に関するご意見でございます。

まず意見19でございますが、接続料の算定に用いるLRICモデルに関するご意見でございます。こちらは現在適用し得るLRICモデルは2つ、PSTN-LRICモデルと、より効率的なIP-LRICモデルでございます。これについてソフトバンクから、今期適用期間から効率的なIP-LRICモデルを用いて算定を行うべきとのご意見がございました。NTT東日本・西日本から再意見として、本認可申請は情報通信審議会答申の整理に基づき申請を行っているものとの反論がございました。考え方としましては、今年度から3年間は段階的な移行の時期として対応し、まずはPSTN-LRIC方式を用いて算定を行い、これによって価格圧搾のおそれが生じる場合には、2つのモデルを組み合わせる算定を行うこととする制度改正をしてございます。その制度整備をした旨を考え方として示したものでございます。

44ページ、意見20は、今の価格圧搾のおそれが生じるかどうかを検証する、いわゆるLRIC検証に関するご意見でございます。KDDI、ソフトバンクからLRIC検証について算出方法など詳細な情報開示を求めることが必要とのご意見がございました。NTT東日本・西日本からは再意見として、このLRIC検証は目的・手法の観点で通常のス tack テストと同一であって、通常のス tack テスト以上の詳細な情報開示は不要であるとの反論がございました。これに

対する考え方として、LRIC検証、これは2つのLRICモデルを組み合わせ
て用いることとなった場合にその比率を定める等、算定する接続料の中に直接影
響を及ぼし得るものであって、通常のス tack テストとは性質が異なること、ま
た、そうした性質の相違から、検証に係るこれまでの確認方法に限らず算出方法
の詳細等について、接続料が適正に定められているかの確認に必要な情報の
提示を求めることが適当である旨を示してございます。今回このLRIC検証の
算出方法について、総務省側からNTT東日本・西日本に追加の確認を行ってご
ざいます。その結果は補足資料2にお示ししているところでございますが、ご説
明は割愛いたします。

間を少し飛ばしまして、52ページをご覧ください。その他のご意見でございま
す。まず52ページは、日本ユニファイド通信事業者協会から、IP網や光ファ
イバにネットワークが移行していく中で、電話サービスのための公正競争環境確
保を求める旨のご意見でございます。

意見26は、第一種指定電気通信設備としては指定されていないNGNの県間
通信用設備の接続料について規制を求めるなどのご意見、それに対するNTT東
日本・西日本の反論でございます。こちらにつきましても現在接続料の算定に関
する研究会で検討中のところでございまして、必要な場合には制度整備も視野に、
総務省において適切に対応すべしという案としてございます。

58ページ、意見27でございますが、古い技術から新しい技術への移行に関
する個人からのご意見でございます。

以上が寄せられた意見の内容の概要、及びそれに対する考え方でございます。

これらを踏まえまして、相田主査からご紹介があった接続委員会報告書が取り
まとめられてございまして、答申案につきましても、それをもとに同内容でまと
めているところでございます。

ご説明が、少し長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質
問はございませんでしょうか。

○森委員　　ご説明ありがとうございました。資料96-1-1、別添1のご説明
のところで、総務省の音声トラフィック統計の誤りによる算定誤りの是正について

ご説明をいただきましたが、内容は理解できましたが、統計の誤りの再発の防止といったことができるのか教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○大村料金サービス課長 総務省側の統計の誤りでございますが、別添1の9ページにあったところでございますけれども、大きく分けて2点、誤りの原因がございました。1点目が総務省側での集計に際して、これは委託して行っているところですが、作業上のミスによって誤りが生じてしまったものでございます。もう1点が、そのもととなっている数値について、これは関係の事業者から報告をいただいているものでございますけれども、そのご報告の内容が誤っていたものでございます。前者につきましては総務省側での管理の問題でございますので、委託の中で、また委託の上がってきた結果を精査する中できちんとチェックが働くようにということで、見直しを行っているところでございます。後者につきましては、関係事業者での数値の報告に当たってこのような誤りがないようにということで、今回誤りを犯した事業者、そのほかの事業者に対して再発することがないように要請しているところでございます。

以上です。

○森委員 ありがとうございます。

○川濱部会長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、諮問第3115号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。また、事務局から説明があった将来原価方式に係る接続料などの再申請については、諮問された場合にはまず文書その他の方法による審議を行いたいと思います。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)の施行に伴う関係省令等の整備【諮問第3116号】

○川濱部会長 続きまして、諮問案件に移ります。最初に諮問第3116号、電

気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料96-2に基づきましてご説明いたします。まず全体の資料の構成でございますけれども、1ページが諮問書でございます。目次にあるとおりでございます。23ページから後に、諮問させていただきます省令の改正案などをつけております。この省令の改正案、また告示の改正案などにつきましては諮問対象のものとそうでない部分とがございますので、諮問対象の部分についてゴシックとさせていただいて、その違いがわかるようにお示ししてございます。ご説明は3ページから後についています概要で行います。

まず、右上のページで言及させていただきますけれども、表紙をおめくりいただきまして1ページをご覧ください。

今回諮問いたします関係省令等の整備のもとになります、電気通信事業法の一部を改正する法律の概要でございます。この法律はモバイル市場の競争の促進、また電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために必要な措置を講ずるものでございます。大きく3点の改正内容がございます。1点目が、モバイル市場の競争の促進として、通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備するものでございます。2点目が販売代理店への届出制の導入でございまして、この届出制を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保しようというものでございます。3点目が事業者・販売代理店の勧誘の適正化でございまして、自己の名称などを告げずに勧誘する行為などを抑止することで、利用者利益の保護を強化しようというものでございます。

2ページをご覧ください。今回諮問対象となる指定、あるいは総務省令でございます。赤字にしているところが諮問させていただくものでございまして、これは条文から抜粋してきたもので若干わかりづらいところがあるかもしれませんが、指定（1）として、禁止行為の対象となる電気通信役務の指定がございます。その下の方に、指定（3）と書いてありますところに対象となる電気通信事業者の指定がございます。その指定に当たって、競争関係に及ぼす影響が少ないものについては対象外にするということで、その基準が総務省令（2）でございます。

具体的に禁止される行為について総務省令（４）、総務省令（５）で規律をすることになってございます。一方で、勧誘の適正化関係につきまして、自己の名称等を告げずに勧誘する行為を禁止するわけですけれども、一部、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものについては総務省令で除外することになっていまして、これが総務省令（１）となっております。さらにそのほか、利用者利益の保護のために支障を生ずるおそれがあるものについて総務省令で定められることになっております。これが総務省令（２）でございます。

これらについて具体的な内容を順次ご説明いたします。まず、モバイル市場の競争の促進関係でございます。

４ページをご覧ください。対象となる電気通信役務の指定でございます。こちらについては禁止行為の対象となる役務として、携帯電話サービスと全国BWAサービスを対象とし、それらの中から、※にございますように、卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供する役務、固定して使用されるモバイルルータ、また通信モジュール向けサービスを除くこととしてございます。

６ページをご覧ください。対象とする電気通信事業者の指定の基準でございます。こちらにつきましては、まずMNO、自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者につきましては競争への影響が少ないとは考えられないため、全て指定することとしております。また、そのMNOの親会社・子会社等の特定関係法人については、潜脱防止のため全て指定することとしております。MNOの特定関係法人以外のMVNOについては、競争への影響の多寡の観点から、利用者の数がおおむね100万人を超えるもの、割合換算で0.7%を超えるものについて対象とすることを考えているものでございます。

具体的にそれらの基準に当てはまる事業者を指定することになるわけですけれども、その事業者として指定される者が７ページでございます。上の欄の左側がMNO、その右側がMNOの特定関係法人としてそれぞれ指定することを考えている事業者でございます。また、下の欄ですけれども、こちらがMNOの特定関係法人以外のMVNOのうち指定の対象となる事業者でございます。

続きまして、８ページをご覧ください。通信料金と端末代金の完全分離に関する措置についての規律の概要でございます。まず、こちらにつきましては、法律上端末を販売する際の通信料金を、端末を販売しない場合よりも有利にすること、

これが一律禁止されております。一方で、通信役務の利用者に対する端末の販売に際して一定の利益を提供することについては、総務省令で規定する範囲を禁止することにされておりました、今回この総務省令の内容を諮問させていただくものでございます。

総務省令の内容は大きく2つに分けて考えております。まず①として、通信役務の継続利用と端末の購入等を条件として行う利益の提供については、法律上禁止されている通信料金の割引の潜脱の防止という観点から一律禁止することを考えてございます。②ですが、通信役務の利用と端末の購入等を条件として行う利益の提供につきましては、税抜で2万円を超えるものを禁止するとともに、先行同型機種がある場合には、負担額がその買取価格を下回ることも不可とすることを考えてございます。例外として、廉価端末等について特例を設けたいと考えているところでございます。

これらの考え方をご説明いたします。9ページをご覧ください。まず、通信役務の継続利用を条件としない端末を購入する利用者に対する利益の提供の上限を2万円とする考え方でございますけれども、端末代金の値引き等の上限については、通信端末各市場での競争が有効に機能するよう当面は厳しいものとするべきと考えてございます。その観点から、まず端末代金の値引きが利用者1人当たりの利益見込み額を上回る場合は、行き過ぎた利益の提供に当たるのではないかと考えております。現在の市場を前提にすると、その額はおおよそ3万円になるのではないかと考えているわけですが、この3万円という額の算出に当たって用いたARPU、あるいは営業利益率という数字につきましては、今後の通信料金・端末代金の分離によって低下することが見込まれております。また、政策的に通信端末の各市場での競争を促進することが必要と考えておりました、現在の市場環境を前提とした値引きを許容するのではなく、より一段厳しい値引きの上限を設定すべきという考え方から、2万円と設定することが適当ではないかと考えているところでございます。

10ページが上限の例外でございます。3点考えてございます。1点目は廉価端末、2万円以下の端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供を可能としたいと考えております。2番目が、通信方式の変更等により端末が使用できなくなる利用者が移行のために購入する端末でございまして、こちらにつきま

しては0円未満とならない範囲で利益の提供を可能としたいと考えております。最後に在庫端末・不良在庫でございますけれども、原則として事業者の最終調達日から24か月経過した場合には、不良在庫として半額までの範囲で利益の提供を可能としたいと考えております。ただし、その機種種の製造が中止されている場合におきましては、最終調達日から12か月で半額まで、24か月で8割までの範囲で利益の提供を可能とすることを考えてございます。

11ページをご覧ください。11ページは行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置でございます。こちらについては、法律上、通信契約の解除を行うことを不当に妨げるような提供条件を禁止することとしており、具体的な内容は総務省令で定めることとされております。その総務省令で定めようとしていることの概要でございますが、まず契約期間の上限として2年、違約金の額の上限として1,000円、1年を超える期間拘束契約、又は更新可能な期間拘束契約を提供する場合には、期間拘束のない契約も選択肢として提供しなければならないこととすること、その期間拘束の有無による料金差の上限として月当たり170円とすること、さらに自動更新を伴う契約については、契約時において契約満了のときに期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを選択できること、その選択によらず提供条件が同一であること、実際に契約期間満了の際に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを改めて選択できること、最後に違約金なく解除可能な期間が、少なくとも最終月、翌月、翌々月の3か月設けられていること、このようなものを満たさない提供条件を禁止することを考えたものでございます。さらにその外側として、長期利用割引等の条件として、利益の提供の範囲を1年当たり1か月分の料金としたいと考えてございます。

12ページをご覧ください。これらのうち、違約金の額の上限1,000円の考え方でございます。こちらについては、現在契約解除して他事業者に移行する場合、違約金の他にMNP手数料や新規契約の事務手数料が必要となってくるところでございます。そういう中で、移行に係るスイッチングコストを低下させることによって競争を促進させるためには、違約金の額を抜本的に引き下げる必要があるものと考えております。他方で、一定の期間の契約を約することでメリットが得られるような契約形態は他分野でも見られるところでございます。これらを完全に禁止する措置を講じることまでは適当ではないものと考えております。この

ような考え方で違約金の上限を設定したいと考えているわけですが、通信料金・端末代金の完全分離による競争の促進の効果を広く行き渡らせるためには、違約金の水準は最低限のものとする必要があること、また総務省で行った利用者アンケートでは、8割を超える方が許容できる違約金のレベルが1,000円であること、このようなことを踏まえまして1,000円と設定したいというものでございます。

13ページをご覧ください。期間拘束の有無による料金差の上限を、月当たり170円とすることについてでございます。こちらについては、考え方としては現在の料金プランで、大手3社のうち2社につきましては、6か月以内の利用であれば期間拘束のない契約の方が、負担額が少ない設定となっております。また、民間のアンケート調査において、事業者の乗換えを検討している利用者の半数以上が1年以下の乗換えを検討しているということございまして、1年以下の中央値が6か月になっているということがございます。そのようなことを勘案しまして、6か月以内に事業者などを見直す利用者にとって、期間拘束のない契約が選択肢となるように、先ほどの違約金1,000円の水準と6か月ということを重ね合わせて考えまして、1か月当たり170円の料金差を上限としたいと考えたものでございます。

14ページがサービスごとの規律の適用時期でございます。これは下の絵にありますように、スマートフォンにつきましては施行日に全ての規定を適用し、スマートフォン以外につきましては、法定の禁止事項、通信料金の割引については施行日に適用し、それ以外の事項については今年末まで規定の適用を留保して、来年の1月1日から全ての規定を適用することとしたいと考えております。

15ページです。既往契約等に係る特例でございます。これは施行日前に締結されている契約についての扱いでございますけれども、施行日以降に更新する場合、あるいは条件変更する場合について、新プランが必ずしも利用者にとって有利なものとなるかは一義には決まらないということでございますので、施行日の条件によって更新・条件変更をすることを許容したいと考えております。また、3Gサービスでございますけれども、こちらは施行日後も、一部の事業者については引き続き新規契約を受け付けていることが想定されているものでございますけれども、この3Gサービスはいずれ廃止されることが想定されているサービス

でございますので、そのようなサービスについて新法に適用するためにシステム対応等を行っていただくということではなく、行き過ぎた期間拘束の是正に関しては施行日時点での料金プラン・条件の範囲であれば新規契約の受け付けも可能とする特例を設けたいと考えてございます。

○梅村消費者行政第一課長　　続きますして、右上16ページ以降、2の事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係についてご説明いたします。17ページをお願いします。

「自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為」でございます。電気通信役務の提供に関する契約の締結の『勧誘』に先立ちまして、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止について新たに法律に規定されたところでございますが、総務省令において定める適用除外は販売形態ごとにそれぞれ次のとおりとしたいと考えてございます。

まず、店舗販売の場合でございますが、こちらにつきましては「自己の氏名又は名称」については明らかであるため告げる必要はない、としたいと考えております。この場合も「勧誘である旨」については告げる必要があるということでございます。

2点目、電話勧誘、訪問販売、そして通信販売の場合でございますが、こちらにつきましては、他の勧誘ですとか修理申し込みなど、別件に引き続いて勧誘を行う場合で、既に自己の名称を告げており、利用者が既に認識できている場合は改めて告げる必要はなく、この部分は適用除外とすることを考えてございます。

今申し上げたことを表にしたのが下の図でございますして、「初回の電気通信役務の勧誘」につきましては、店舗販売では自己の氏名・名称は適用除外、勧誘である旨については除外とはならないということ、電話勧誘、訪問販売、通信販売については自己の氏名・名称、勧誘である旨、ともに告げる必要があるということでございます。また、右側の、別件に続く電気通信役務の勧誘の場合につきましては、店舗販売は同様でございますが、電話勧誘、訪問販売、通信販売の場合は自己の氏名又は名称については適用除外とするものでございます。

また、※2でございますが、販売代理店が勧誘を行う場合につきましては、販売代理店の氏名・名称及び勧誘である旨のほか、勧誘する電気通信役務を提供す

る電気通信事業者の氏名・名称を告げる必要がございますが、店舗販売の場合であっても販売代理店が複数の電気通信事業者の役務を取り扱う場合が想定されることから、こちらについては適用除外とはしないと整理しております。

続きまして、18ページでございます。「(2) 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為」でございます。総務省令において定めることにより禁止される、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為につきましては、現時点では定めず、今後苦情相談等の状況などを見つつ、課題が顕在化した際に措置をしたいと考えてございます。

こちらの部分の資料につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。では、藤井委員から。

○藤井委員　今回この改正ですが、筋としては自由競争を促進した方がいいと思いますが、競争状態になっていない現状ではやむを得ないものかと私自身は思っております。ただ、ドラステックな改正になっているかと思しますので、ぜひ総務省の方にはいろいろ、どういう状況になるのか注意して見ていただくのが良いと思いますので、その点をお願いできればと思っております。

1点関連してというか、内容に関する質問ですが、今回既往契約という形で更新前のプランも認めるという形があるかと思いますが、これは先ほど説明の有った解約の手数料とか、そのあたりも含めて全て古いプランのままという形にするのか、それともそういう条件は一部つけるのかについて教えていただけないでしょうか。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。ご指摘のとおり、今回いろいろな規律をさせていただくこととなりますので、それは市場の変革を求めるものでございます。したがって、市場がどう変わっていくのかきちんと注視していかなければいけないと思しますので、定性的のみならず、定量的にきちんと分析・検証を行っていきたいと考えてございます。

ご質問いただいた既往契約の扱いでございますけれども、こちらについては両面あるかと思っております。料金プランというのは、事業者の方はもろもろのことを総合的に考えて設計されるものであると思しますので、一部について条件

を変更させることはなかなか難しいのではないかと考えております。そういう中で、今回例えば9,500円としている違約金の上限を1,000円にすること等を行うわけですけれども、利用者にとって有利になる部分だけではなくて、一部を見直すと、そもそものプラン自体の料金が上がるなどユーザにとっては不利益になる部分があるかもしれず、制度としては、既往の契約は既往の条件のままであればそのまま更新、あるいは既往のプランの中での条件変更は可能とすることが原則なのではないかと考えております。

一方で、多くのプランは利用者にとって有利になるのではないかと期待しておりますし、実際個別のユーザを見ますとそういうことの方が多いのではないかと考えております。したがって、より有利なプランに移行できるにもかかわらず、ユーザが気づかずに既往のプランのまま契約をし続けることがないようにしていかなければいけないと思っております。こちらにつきましては、事業者に対して必要な措置、例えば十分な周知をしていただくことなどを求めていくことが必要なのではないかと考えておまして、制度の問題は制度の問題としてございますけれども、実態としてそういう対応がされていくように反映していかなければいけないかなと考えております。

○藤井委員 わかりました。

○川濱部会長 続きまして、大谷委員からお願いいたします。

○大谷委員 ありがとうございます。質問が1点とお願いが1点でございます。

1つ目の質問は、資料で言いますと、9ページで利益の提供の上限についての説明をいただいたところで、市場競争が有効に機能するよう当面は厳しいものとするべきという、この当面という時間感覚について総務省の考え方を説明いただきたいということでございます。

そして、お願い事でございますけれども、実際昨日までに、総合通信基盤局長のお名前で改正法への早期の適合に向けたご要請をいただいているところですが、今回の省令案などについては、若干、誤解をもたらすような報道がなされているところでもあります。例えば、後発で新規に参入されるMNOへの乗りかえを推進するような施策という誤解を伝えているメディアもございまして、その誤解を払拭するような、既存の市場環境の適正化を目指しているものだということがわかるように、これからの広報ですとか、周知の際にもご努力いただきました

いということでございます。以上です。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。1点目の9ページの、当面は厳しいものとすべきと書いたところの時間の感覚でございますけれども、こちらにつきましては、私どもの考えておりますことは、別の場所で示しておりますけれども、今の通信市場・端末市場の各市場の状況、これを2年以内に抜本的に改善していくことを目指しております。すなわち、両市場で通信役務の売上げから端末への補助が行われているビジネスモデルを2年以内に根絶することができないかと考えて、今回の規律を厳しいものとしているという考え方でございます。

これにつきまして、先ほどご意見いただきましたように、実際にどうなっていくかをきちんと分析・検証をしていくことが必要だと思いますので、毎年、そのあたりの分析・検証は、先ほどご説明したとおりですけれども、きちんと行っていきたいと考えてございます。

2点目につきましては、今回の一連の制度改正の趣旨、また今回諮問いたします省令についての整備の考え方は、こういうものについてかなりきちんとしたご説明をしていかなければいけないのかなと考えておまして、ご指摘はそのとおりだと思いますので、今後関係のところ、いろいろな手段を使って考え方を適切に説明していきたいと思っております。ありがとうございます。

○川濱部会長　ほかにご意見等ございませんでしょうか。吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員　私としては、感想と要望の2つです。資料12ページにありました違約金額の上限というところの、総務省がアンケートをとられたということで、多分年代は幅広くとっていると思いますが、提示していた金額が1,000円からとなっていたので、普通感覚で言えば1,000円を選ぶだろうなと私も思いました。8割を超えるということが載っていますので、その結果が、そのとおりだと思いました。

あと、要望としましては、上限が1,000円となることで、先ほどもお話がありましたように、料金プランがそこで値上げされてしまうことが考えられるので、その点は、そのようなことがないように要望いたします。

○大村料金サービス課長　2点いただきました。まずアンケートでございますけれども、こちらにつきましては、年代は偏らないようにサンプルをとって調査を

してございます。一方で、これはさまざまご議論があるところですが、こういう支払い意思額みたいなものをアンケート調査でとるのは非常に難しく、いろいろなバイアスがかかる、そのバイアスの1つとして、ご指摘いただいたような違約金のようなものは低めに意向が出るというものがあるのではないかと等のご意見があることは承知してございます。こちらにつきましては、説明の12ページにもございますように、アンケート調査の結果も1つの事情として踏まえて1,000円としたということでございます。

2点目にいただきましたのは、違約金を1,000円にすることによって、ほかのもの、例えば料金が上がっていくことがあり得るのではないかとということですが、こちらにつきましては、12ページに書いている中でも、事業者を移行する場合には違約金のほかにMNP手数料や移行先での新規事務手数料がかかるということがございます。違約金が減るのであれば、例えばMNP手数料を上げるという行為が出てくることも想定されなくはないと考えていまして、そういう動きはないのかどうかを、事後的に市場の検証をしていく中できちんとウオッチしていきたいと考えてございます。

○川濱部会長　ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。森委員、お願いいたします。

○森委員　ありがとうございます。藤井先生、大谷さんのご意見と重なり、繰り返しになるかもしれませんが、お願いを1点申し上げますが、今回のこの関係省令のもととなった法律の改正、端末と回線の分離につきましては、重大な市場への介入ではありますけれども、消費者の合理的な選択ができなくなっていたことからそのような介入を決断したということで、関係する検討会等の多くの委員の賛成を得られた上でのことだったであろうと思います。そういう意味では、今回の9ページの端末割引の上限金額2万円、それから11ページにあります違約金の上限1,000円というところに、果たしてそこまでの確固たる介入の合理性といえますか、立法事実があったと言えるのかということについては、疑問なしとしないと思っております。

さらに同じ11ページですが、長期利用割引の条件、一番下の行ですが、これまで長期ユーザを保護することを消費者保護の目標としてきたわけですので、長期利用の割引、長期利用者の保護について制約を課すことが果たして妥当なの

かということについては個人的には疑問を持っております。しかしながら、先ほどから、この介入の市場環境に及ぼす影響について、弾力的に観察をしてフィードバックをしていただくというお話が出ておりますので、そのようにしていただくように厳に、お願いをしたいと思います。以上です。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。今ご指摘いただいたような数字の部分でございますけれども、法律での議論、その後の議論の中で事業者の方々も含め、まず決め方として明確な形で決めてほしいというご意見はございました。抽象的に決めると、その解釈によって競争のベースがそろわないことになってしまいかねないということで、まずは明確な形で示すことが必要であるということがございました。

そのような中で、やはり数字で一意に決めていくことになりますので、どのような考え方でどういう数字に決めていくのか、ここは理屈上のお話もありますし、政策上のお話もあると考えております。そのような中で、私どもとして考えている決め方を今回資料としてお示しいたしました。その結果、定める数字がご覧いただいたような数字であるわけですが、それによって市場がどれだけ変わっていくのか、どういう効果があるのか、こういうあたりはきちんと事後的に分析・検証をして、最初の決め方がどうだったのか、またその前提が異なっていたのか、環境が変わったので見直すところがないのか、これらは随時、きちんと適切に見直していきたいと考えてございます。

また、長期利用割引についてもさまざまご意見があることは承知してございます。こちらは影響として、事業者に対する影響もさることながらユーザに対する影響もかなり大きいと考えておりますので、より幅広くご意見をいただいた上でご議論をいただければと考えてございます。

○川濱部会長　ほかに意見はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されており、またこれらが密接不可分であることから、報道発表及び意見招請については総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含め、一体として総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては諮問された案に対して提出された意見を踏まえ答申をまとめることとし、意見招請は6月22日土曜日から7月22日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 では、よろしければその旨決定することといたします。

イ 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等【諮問第3117号】

○川濱部会長 では、続きまして諮問第3117号、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等について審議いたします。

それでは総務省から説明をお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官 ありがとうございます。お手元、資料96-3をご覧ください。こちらは目次がございますとおり、諮問書、それから改正概要、新旧対照表から成っております。このうち改正概要に基づきましてご説明いたします。横長のパワーポイントでございます。なお、このパワーポイントの中でございますけれども、ページ数が2カ所書かれておりまして、右上の箱の中にございますページ数に基づいてご説明いたします。

パワーポイント1ページをお願いいたします。諮問事項一覧でございますけれども、諮問事項は今回2件ございます。1件目は移動通信分野のものでございまして、第二種指定電気通信設備制度に関する事項、それから2点目は固定通信に関するものでございまして、第一種指定電気通信設備制度に関する事項でございます。

2ページをお願いいたします。まず、二種指定制度に関する諮問事項について説明いたします。

3ページ、それから4ページに諮問の概要をまとめてございます。3ページをお願いいたします。冒頭から少し長い文章になってございますけれども、二種指定制度について説明をいたします。

まず、二種指定制度の位置づけでございますけれども、モバイル市場は電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場でありまして、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する設備を設置する事業者が、交渉上の優位性を背景としまして他の事業者に対して接続において差別的な取り扱い、あるいは接続協議の長期化等を引き起こすおそれが認められるところでございます。

こうした点を背景といたしまして、二種指定制度は一定のシェアを超える電気通信設備を総務大臣が指定いたしまして、接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すことによりまして、他の事業者との適正かつ円滑な接続を確保するものでございます。

現在におきましては携帯電話事業者4者の設備が指定されてございますけれども、2ポツにございますとおり、全国BWA事業者である Wireless City Planning 株式会社、それからUQコミュニケーションズ株式会社の特定移動端末設備のシェアが省令規定の基準でございます10%を超えておりますので、両者の設備を指定いたしまして、両者に対して当該制度を適用したいというものでございます。端末設備のシェアにつきましては、同じ資料10ページに委員限りの情報として掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

4ページをお願いいたします。先ほど申しました両者の設備を指定することに加え、今般両者の設備利用等の実態に合わせまして義務に係る規定を整備する必要があると考えてございます。

4ページの中ほどにイメージ図を掲げてございます。右側の緑色の部分に、今回指定を諮問しております全国BWA事業者のネットワークを掲げております。また左側、赤色の部分といたしまして、全国BWA事業者の関連会社であります携帯電話事業者のネットワークを掲載しております。

緑色のネットワークを見ていただきますと、一番下の無線基地局は、自前のものが存在いたしますけれども、端末系交換設備、それから中継型交換設備については自己のものではなく、携帯電話事業者のものを用いる形になっております。

また、イメージ図の一番下、赤と緑のはざまのあたりにスマートフォンと記載されておりますが、1台のスマートフォンが携帯電話事業者の無線基地局にも、それから全国BWA事業者の無線基地局にもつながるようになっておりまして、自社のユーザーに対しては通信速度の向上等が実現しているという姿になってございます。

このような全国BWA事業者のネットワークの特性につきまして、イメージ図の右側に青い丸印で3項目整理してございます。音声伝送には利用されず、データ伝送のみに使われていること、それから、携帯電話事業者と一体的な設備によりサービス提供がなされていること、最後にMVNOと接続可能な設備を自社で

保有していないといったところがございます。こういった特性に応じまして、詳細、後ほど申し上げますような二種指定制度に一定の手当てを行いたいと考えているところがございます。

最後にイメージ図の下の部分でございますけれども、本件につきましては、昨年10月から開催されてございますモバイル市場の競争環境に関する研究会において検討をいただいております。その結果、そこに記載がございますとおり、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定すべきである、また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定される場合における関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当であるという内容の報告書をいただいております。今般、この報告書に沿って指定、それから省令の改正について諮問させていただくものでございます。

諮問の概要は以上でございますけれども、5ページから8ページにかけまして、諮問の内容をもう少し詳細に立ち入って説明いたします。

まず、5ページをお願いいたします。指定する設備を具体的に掲げてございます。両者のネットワークの構成につきましては、こちらも委員限りでございますけれども、13ページ、14ページに掲載してございます。

次に省令の改正事項でございます。こちらにつきましては、先ほど全国BWA事業者のネットワークの特性に応じまして制度の手当てをする必要があるということをお申しました。1つ目の特性でございます音声伝送役務を提供していないことにつきまして、その手当てを6ページに掲げてございます。上方のゴシックの部分でございますけれども、音声伝送役務を提供していない事業者については、本二種指定制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないことを考えてございます。具体的にはその下に①、②とございますけれども、他の事業者との適正かつ円滑な接続を確保するため、通常であれば指定された事業者は標準的な接続箇所における技術的条件、それから機能ごとの接続料をあらかじめ接続約款に定めることが求められます。この点、音声伝送役務を提供しない事業者につきましては、音声に係る標準的な接続箇所における技術的条件、それから音声機能に係る接続料の設定を不要とするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。全国BWA事業者のネットワークの2つ

目の特性であります、他の事業者の設備との連携についてご説明いたします。先ほど4ページにおいて説明を差し上げましたとおり、全国BWA事業者は関連会社である携帯電話事業者との間で設備を連携させまして、電波利用の連携などによってデータ伝送役務を提供しております。こういった複数の事業者の設備の連携について規定の整備を行おうというものでございます。

具体的には、8ページをお願いいたします。幾つかの事項がございますけれども、1点目、①接続料の算定について、ここに規定のとおり定めたいと考えてございます。すなわちAのところがございますとおり、複数事業者がそれらの設備を連携させることにより機能を実現する場合には、総務大臣の承認を共同して受けた上で接続料を設定しなければならないことにしております。

その上で、Bでございますけれども、接続料を算定する事業者は自らの接続会計、それから他の事業者の接続会計に基づいて、原価および利潤を算定する等の方法により接続料を設定することとしております。

逆に、Cでございますが、その他の事業者、もう一方、あるいは残りの事業者につきましては、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として接続料を設定することを書いております。

次に、②でございますけれども、2点目の標準的接続箇所における技術的条件の設定でございます。この点につきましては、MVNO等の他事業者との伝送交換が、自社ではなくて関連の携帯電話事業者と他の二種指定事業者の標準的接続箇所において行われることが総務大臣において認められる場合におきましては、その箇所を標準的接続箇所とすることとしてございます。

以上、指定、それからこれに合わせました省令改正の内容について説明させていただきました。

9ページに施行日等についての情報を掲載しております。別途接続料の算定に関する研究会におきまして、現在、将来原価方式の導入のあり方について議論をいただいております。こういったことを踏まえまして、将来原価方式の導入を行うために指定事業者が準備に要する期間等が考えられますところ、今年度中の接続算定が1回となりますように、12月24日の施行としてはいかがかと考えてございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、9ページの中ほど以降、参考とし

て掲げておりますところに一案を掲げているところでございます。

最後に、手短にもう1点ございます。15ページでございますが、第一種指定電気通信設備制度関係の諮問事項がございます。内容については16ページにコンパクトにまとめてございます。一種接続料規則におきまして接続料を設定すべき機能を列挙してございますけれども、このうちの1つの機能につきまして、設備の老朽化により維持限界を迎えております。また、当該機能を利用する事業者がなく、又はその接続約款からの削除について反対意見がないということでございますので、当該機能を法定機能から削除する内容のものでございます。こちらにつきましても、ページの下段に施行日、それから今後のスケジュールを掲げているところでございます。

以上、諮問の内容につきまして2点ご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。大谷委員、どうぞ。

○大谷委員　　ありがとうございました。ご説明によって詳しく状況がわかりまして、再確認ですが、資料の7ページで、複数事業者の連携による規定の整備をやっていただいたとご説明いただいておりますが、これはいわゆるキャリア・アグリゲーションの場合にのみ適用されるものなのか、或いは、もう少し広く、電気通信設備の連携全般を対象としているものなのか、これは省令の条項の作り方にも関わると思いますので、念のため確認させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官　　ありがとうございます。現時点で発生しております連携としましては、電波利用の連携と思っておりますけれども、規定といたしましては対象がより広がるよう制度設計としたいと考えております。

○大谷委員　　ありがとうございます。

○川濱部会長　　ほかにご意見等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましましては当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されており、また、これらは密接不可分であることから、報道発表及び意見招請については総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含め一体として総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては諮問された案

に対して提出された意見を踏まえ、必要的諮問事項のうち、第二種指定電気通信設備との接続に係るものについては、接続委員会において調査・検討いただいた上で答申をまとめることとしてはいかがかと思えます。

また、意見招請は明日6月22日から7月22日までとし、必要的諮問事項のうち、第二種指定電気通信設備との接続に係るものについては、その後2回目の意見招請を総務省において実施していただければと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、その旨決定することといたします。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）【諮問第3118号】

○川濱部会長　続きまして、諮問第3118号、電気通信事業法施行規則の一部改正、初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加について審議いたします。

それでは総務省から説明をお願いいたします。

○梅村消費者行政第一課長　それでは、資料96-4をお願いいたします。資料の構成でございますが、諮問書、概要、改正案となっております、3ページからの概要資料でご説明いたします。こちらもページを横にさせていただいて、右上のページ番号でご説明したいと思います。2ページがまず改正の概要となりますが、そこに入ります前に8ページをお願いいたします。

初期契約解除制度について説明している資料でございますが、利用者は、契約書面受領後等から8日間は相手方、つまり電気通信事業者の合意なく契約解除できるという制度でございます。こちらにつきましては、対象役務が左側でございますが、移動通信の4つ目にMVNOの携帯電話端末サービスも対象役務となっております。こちらは昨年、平成30年10月からMVNOの音声通話付サービスについても対象となったところでございます。

こちらの契約解除時においては、事業者は利用者に請求できる上限額が定められておりまして、右にございますように現行では①から④、①契約解除までのサービス提供の対価、②サービス提供に必要な工事に要する費用、③いわゆる事務

手数料、④番号ポータビリティの適用に通常要する費用といったもののみとなっておりますが、今回ここに1項目追加するという内容でございます。

それでは、2ページにお戻りいただきたいと思います。改正の概要でございますが、MNO各社が2016年度後半以降、SIMカードの貸与に係る費用につきまして、SIMカード1枚当たりの単価に基づきMVNOに請求する運用を開始したことを受けまして、主なMVNO各社では、順次MNOからのSIMカード貸与費用の請求を踏まえ、各社において設定した金額を、SIMカード発行手数料として利用者に対し請求する運用を開始しているところでございます。

2つ目の丸でございますが、今申し上げました2018年10月に、MVNOの音声通話付サービスが初期契約解除の対象役務として追加されたということでございます。そしてその後、2019年2月の消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合におきまして、業界団体より、初期契約解除の際にMVNOが負担しているSIMカード発行手数料を対価請求の項目に追加してほしいとの要望が示されまして、当会合におきまして、その取扱いについて総務省において検討することが必要である旨が取りまとめられたところでございます。

これを踏まえまして、SIMカード発行手数料のうちMVNOが利用者への役務提供のために必ず要する費用であり、接続料の一部として省令の基準に基づき算定され、透明性・適正性が確保されているSIMカード貸与費用に相当するものと認められる金額については、SIMカードの提供に要する費用として初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加することとし、所要の規定整備を行うこととしたいというものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらが具体的な改正内容でございます。初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額、事業者が利用者に対して請求可能な金額の上限額として以下を加えたいというものでございます。書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービスMVNOであって、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次に掲げるものである場合にあっては、それぞれ次に定める額に相当する額とするというものでございます。

1つ目のポツでございますが、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者である場合には、SIMカードの提供に係る接続料ということでございます。こちらは括弧書

きにもございますけれども、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者から、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者も含むとしてございます。また二以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含むということで整理しております。

2つ目のポツでございますが、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者である場合には、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される卸電気通信役務に係るSIMカードの料金ということとしてございます。こちらも括弧書きにありますように、卸を受けて、そこから卸を受ける事業者、また二以上の段階のものも含むとしてございます。

また上に戻りまして、黒丸の柱書きの後の括弧書きでございます。こちらについては※1で簡単に説明しておりますが、MVNOが通常の契約手続き時にSIM発行手数料として接続協定又は卸契約に係るSIM貸与費用を下回る金額を設定していた場合などには、当該額を対価請求の上限額とさせていただきたいと考えてございます。

一番下でございます施行日につきましては、本規定と同じく、利用者利益の保護の強化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川濱部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○山下委員 1点、お伺いします。これはSIMカードの発行手数料を、初期契約解除のときに差し引いてほしいという要望だと思いますが、直接消費者が支払い、契約解除のときに払い戻しを受けるときに、何百円か差し引かれるということですので、もし、改正するとしたら、消費者に新しく制度が変わったことを十分に周知する必要があると思います。そこで、どのようにして周知徹底する措置が担保されるのか、お教えいただければと思います。

○梅村消費者行政第一課長 ありがとうございます。こちらにつきましては、私ども、半年に1回、各地域ブロックで、消費生活センターですとか消費者団体の

方々と、また事業者と集まるような会議も定期的を開催しているところでございますので、そういった場でも手厚く周知したいと考えております。また、この制度が固まりましたら消費生活センター、国民生活センター、消費者団体あるいは事業者を通じて制度の周知をしっかりとるように担保していきたいと考えております。

○山下委員 ありがとうございます。

○川瀆部会長 その他、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は明日6月22日から7月22日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川瀆部会長 それでは、その旨決定することといたします。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）【諮問第3119号】

○川瀆部会長 続きまして、諮問第3119号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料96-5をご覧ください。表紙、目次がございますように、別添でNTT東日本・西日本からの申請書をつけております。資料96-5-1が諮問書、資料96-5-2が申請概要、資料96-5-3で審査結果を掲げております。

まず申請概要、資料96-5-2でご説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、右肩のページで1ページをご覧ください。この

内容ですけれども、網終端装置に係る接続メニューについて、インターネットトラフィックの増加に対応するために、地域事業者向けの新たな区分を設けることを内容とするものでございます。その下に今回の申請に至った経緯をまとめております。まず、インターネットトラフィックの増加に対応するためのNGNの網終端装置の増設に関しましては、ここにありますように昨年6月に増設基準の引き下げなどの対応が行われてきているところでございます。しかしながら、インターネットトラフィックは、依然として増加傾向にございまして、今後もその増加が見込まれることから、さらなる対応として、NTT東日本・西日本から網終端装置の新たなメニューを追加するとの表明が、接続料の算定に関する研究会においてございました。具体的には3番目のポツでございますけれども、特定のエリアのみでサービスの提供を行う地域事業者など、増設基準を伴うメニューに属する網終端装置を30台以下しか利用しない接続事業者については、増設基準を300セッションまで緩和するものでございます。

2ページをご覧ください。こちらはNTT東日本のインターネットトラフィックの動向を示したものでございます。この中で、右側がPPPoEトラフィックが網終端装置を通るトラフィックでございます。これをご覧くださいますと、一番上の地域事業者におけるトラフィックの伸びが、その下、中堅事業者あるいは大手事業者比べて伸びが高いことがおわかりいただけようかと思えます。

3ページがNTT西日本の数値でございます。こちらをご覧くださいますと、NTT東日本と比べてさらに地域事業者のトラフィックの伸びが大きい傾向があることがおわかりいただけようかと思えます。こうした状況も踏まえまして、主に地域事業者を対象として増設基準を緩和する措置を講じることになったというのが経緯でございます。

4ページをご覧ください。こちらが今回の接続約款変更、今後追加される予定の新しいメニューの主な内容でございます。このページはNTT東日本の内容になってございます。表の上が現行の内容で、下が新しい内容になっています。それぞれ申請の内容の、上側が約款上の規定、下側が具体的な増設基準として、約款に基づいてNTT東日本・西日本が別に定めることになっている部分でございます。この申請の側、下の表で赤い枠で囲ってありますところが今回の対応のところですが、従来はこのように、接続事業者が利用する網終端装置の台数に

よって取り扱いを変えることはなかったところ、今回の申請によりまして、網終端装置が一定の台数以下の接続事業者にのみ適用される区分を設けていこうというものでございまして、その認可がされた場合の具体的な区分として、当該区分には300セッションの増設基準を適用していくことが想定されているものでございます。横を見ていただきますと、従来のC型の増設基準が6,300セッションでございますので、300セッションというのは相当に増設しやすくなる基準であるということでございます。こちらにつきまして区分を追加するということでありまして、具体的に接続事業者が負担する金額については、従来のメニューと変わらないということでございます。この表にございます一定台数以下の一定台数につきましては、先ほども言及いたしましたとおり30台とするということで、NTT東日本・西日本から既に別途表明がされているところでございます。なお、「※5」ですけれども、この約款変更の実施から3カ月の期間のうちに接続事業者が申し出た場合については、現在の全額負担のメニューであるD型から新しいメニューに移行することができるという措置を書いているところでございます。こちらにつきましては、先ほどご答申いただいた内容にあったところですが、網終端装置メニューの移行の申込期間、3カ月から6カ月に延長すべきという内容があったかと思いますが、今回のこちらにつきましても、それは同様と考えておりますので、その旨の補正をNTT東日本・西日本にさせていただいた上で意見募集を開始していただこうと考えてございます。

5ページは同様のNTT西日本の変更内容でございます。

次に、7ページをご覧ください。こちらは、今回の新しいメニューによって今後のトラヒック増加へどのように対応できるのかということでございます。こちらにつきましてはNTT東日本・西日本に説明を求めて、セッション数、トラヒックの移行の値などをかなり大胆に予測した上で、3年後の網終端装置1台当たりの帯域使用率を計算してみたものでございまして、その結果を表にまとめているものであります。その結果から言いますと、新しいメニューが適用される事業者のうち、3年後の状況として9割の事業者は帯域使用率が50%におさまる結果になったということでございます。これらの事業者におきましては、相当程度今回の措置は効果があることになるのではないかと考えているところでございます。

8ページをご覧ください。本件につきましては2回の意見募集を実施していただ

き、8月に答申をいただいた後、可能な限り速やかな実施を目指すことを想定してございます。

本件につきまして、資料96-5-1の諮問書、あるいは資料96-5-3の審査結果に書いておりますけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、3カ月の部分を6カ月とする補正がされた場合には認可することが適当と考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○川濱部会長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。藤井委員、お願いします。

○藤井委員 今回、増設基準の台数が30台ということで、これを上回るか下回るかで増設基準がかなり大きく変わるような感じを受けますが、地域事業者にとって、30台というのは、十分な大きさだと思ってよろしいのでしょうか。

○大磯料金サービス課課長補佐 ご質問ありがとうございます。お答えいたします。NTT東日本・西日本の説明によりますと、この30台というのは地域事業者の実情を踏まえて定めた値であるということで、最後、7ページにも書いてありますように、3年後を予測しても大体相当の効果があるだろうという数値も出ておりますので、今のところはそういう状況だと思っております。

○藤井委員 わかりました。ありがとうございます。

○川濱部会長 そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、補正申請が行われた後に当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、認可申請の内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2回実施することとし、その後接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 よろしければその旨、決定することといたします。

○川濱部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かございますか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の事業部会につきましては、委員の皆様
に別途、ご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○川濱部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会